同志社大学政法会滋賀支部会則

（名称）
第１条　本会は同志社大学政法会滋賀支部と称する。

（事務所）
第２条　本会は事務所を滋賀県に置く。

（目的）
第３条　本会は同志社大学政法会支部規則にもとづき、支部会員相互の親睦と啓発をはかり、本部の事業に協力し、同志社大学法学部および法学研究科の充実発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1.　支部会員の相互の親睦と啓発をはかる事業
2.　本部の行う事業に対する協力
3.　支部会員名簿の整備
4.　本部および他の支部との連絡･調整
5.　その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会員資格）
第５条　本会は同志社大学政法会会員であって、原則として滋賀県に居住または職場を有するもの、または有していたものでもって構成する。会員は支部総会に出席して、意見をのべ、決議に参加することができる。

（会費）
第６条　会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（役員）
第７条　本会は次の役員をおく。
１．　支部長　　１名
２．　副支部長　　若干名
３．　事務局長　　１名
４．　支部監査委員　　２名以内
５．　顧問、その他の支部委員　　若干名

（役員の選任）
第８条　支部長、支部委員および支部監査委員は支部総会において支部会員の中から選出する。
2.その他の委員は支部会員の中から支部長が委嘱する。

（支部役員の職務）
第９条　支部長は支部の会務を統括し本会を代表する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指定した順序により、その職務を代行する。
3. 支部委員は支部委員会に出席して、その業務を処理する。
4. 各支部委員は本部と各支部委員との連絡をはかり、本会の目的達成に努める。
5. 支部監査委員は本会の収支および財政の状況を監査し、支部委員会に出席して意見を述べることができる。
6. 顧問は支部および支部長の諮問に応ずる。

（役員の任期）
第１０条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。
2. 任期途中で選任された役員の任期は、残任期の終了までとする。

（支部総会）
第１１条　支部総会は定時支部総会と臨時支部総会とする。
2. 定時支部総会は原則として毎年　　月に開催する。
3. 臨時支部総会は支部委員会において必要と認めたときに開催する。
4. 支部総会は支部長が召集し、その議長となる。
5. 支部総会を招集するには、開催日の２週間前までに各支部会員に対して、会議の日時、場所および目的の通知を発しなければならない。
6. 支部総会は、事業報告、収支決算、および支部委員会において必要と認めた事項を審議し、決議する。
7. 支部総会の決議は出席支部委員の過半数をもって決する。

（支部委員会）
第１２条　支部委員会は支部長、副支部長、支部委員およびその他の役員をもって構成する。
2. 支部委員会は支部長が召集し、その議長となる。

3. 支部委員会は、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、事業計画、収支決算に関する事項、およびその他重要な事項を審議し議決する。
4. 支部委員会の決議は出席者の過半数をもって決する。

（会計）
第１３条　本会の会計年度は総会の当日に始まり、つぎの総会の前日に終わる。
2. 本会の業務遂行に要する費用は、会費、支部総会のつど徴収する支部総会会費およびその他の収入をもって充てる。

（報告事項）
第１４条　支部長は次の事項に対して本部に報告しなければならない。
１．支部総会の概要
２．役員の異動（その都度遺漏なく）
３．年度末現在の支部会員在籍数
４．年次収支決算状況

（定めのない事項）
第１５条　本会則に定めのない事項については、同志社大学政法会会則に準拠して支部委員会が決定、処理する。

（会則の変更）
第１６条　この会則の変更は、支部委員会の議を経て、支部総会において議決する。

附則、本会則は２００７年９月２日から施行する。